日調連発第４５６号
平成２４年３月２９日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

東日本大震災に関し被災者生活再建支援法が適用された地域に所在する土地を対象土地とする筆界特定の申請についての手数料の算定における当該対象土地の価額の取扱いについて（通知）

当連合会の会務運営につきましては、ご理解ご協力をいただき感謝申し上げます。

標記の件につきまして、法務省民事局民事第二課長から、本年４月１日以降にされる筆界特定の申請であって、東日本大震災の影響により、本年１月１日現在において固定資産課税台帳に登録された価格のない土地を対象土地とするものについての手数料の算定における当該対象土地の価額の取扱いについて、別添のとおり依頼がありましたので通知するとともに、貴会会員へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、本件については、下記の点について特に留意いただくようお願いします。

記

１　この取扱いは、本年４月１日以降にされる筆界特定の申請について適用されること。

２　この取扱いにより筆界特定申請手数料を納付した後に固定資産課税台帳の登録価格が本年１月１日付けをもって改定された場合において、改定後の固定資産課税台帳の価格によって改めて算定された手数料と比較し、既に納付された手数料の額が過大であったときは、法務局又は地方法務局から申請人に対して、差額の払戻しを受けることができる旨の通知等が直接送付される予定であること。

契省
印民

法務省民二第８２９号
平成２４年３月２８日

日本土地家屋調査士会連合会会長　殿

法務省民事局民事第二課長

東日本大震災に関し被災者生活再建支援法が適用された地域に所在する土地を対象土地とする筆界特定の申請についての手数料の算定における当該対象土地の価額の取扱いについて（依頼）

標記の地域において，本年４月１日以降にされる筆界特定の申請であって，東日本大震災の影響により，本年１月１日現在において固定資産課税台帳に登録された価格のない土地を対象土地とするものについての手数料の算定における当該対象土地の価額の取扱いについて，別添のとおり，法務局民事行政部長及び地方法務局長宛て当職依命通知を発出しましたので，お知らせします。

つきましては，本取扱いの対象となる土地について筆界特定の申請をする場合には，調整割合の適用について記載いただくこととなります（別添依命通知の記４参照）ので，会員に対する周知及び協力方について，よろしくお取り計らい願います。

なお，別添依命通知の記２の調整割合は，法務局ホームページ（注）において公開しております。

（注）調整割合が掲載されているＵＲＬ
http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/cyouseiwariai_index.html

契省
印民

【機密性２　完全性２　可用性２】

法務省民二第８２０号

平成２４年３月２８日

法務局民事行政部長　殿

地方法務局長　殿

（東日本大震災に関し被災者生活再建支援法が適用された地域を管轄していない局にあっては，参考送付）

法務省民事局民事第二課長

東日本大震災に関し被災者生活再建支援法が適用された地域に所在する土地を対象土地とする筆界特定の申請についての手数料の算定における当該対象土地の価額の取扱いについて（依命通知）

標記の地域においては，東日本大震災の影響により，固定資産課税台帳に登録された価格（以下「台帳登録価格」という。）の改定作業が遅延している市町村があり，本年４月１日以降，一部の市町村においては，本年１月１日現在において台帳登録価格のない土地が生ずるものと考えられます。このような土地を対象土地とする筆界特定の申請についての手数料の算定における対象土地の価額の認定等（不動産登記法（平成１６年法律第１２３号。以下「法」という。）第１３１条第３項，登記手数料令（昭和２４年政令第１４０号）第８条第１項，筆界特定申請手数料規則（平成１７年法務省令第１０５号）第１条第１項）の取扱いについては，下記のとおりとすることとされましたので，貴管下筆界特定登記官に周知方取り計らい願います。

記

１　対象となる筆界特定の申請

本年４月１日以降にされる筆界特定の申請であって，東日本大震災の影響により本年１月１日現在において台帳登録価格のない土地を対象土地（法第１２３条

第３号）とするもの（以下「対象申請」という。）が，この取扱いの対象となる。

２　対象土地の価額の認定方法

対象申請についての手数料の算定においては，対象土地の平成２３年１月１日現在の台帳登録価格に調整割合（平成２３年１０月２４日付け法務省民二第２５０４号当職依命通知「東日本大震災に関し被災者生活再建支援法が適用された地域に所在する不動産についての所有権の移転等の登記における登録免許税の課税標準の取扱いについて」の記第３及び同年１２月６日付け法務省民二第２９２６号当職通知「東日本大震災に関し被災者生活再建支援法が適用された地域に所在する不動産についての所有権の移転等の登記に関する登録免許税の課税標準の取扱いにおける調整割合について」の記１の調整割合をいう。）を乗ずることによって得られた額を当該対象土地の価額として認定する。

３　筆界特定の申請の後に対象土地の台帳登録価格の改定が行われた場合の取扱い

対象申請がされた後に，対象土地について台帳登録価格の改定が本年１月１日付けをもって行われた場合には，次のとおり取り扱う。

(1)　改定後の台帳登録価格を対象土地の価額として手数料の額を算定した場合に現に納付された手数料の額が過大となるときは，過大納付があったものとして取り扱う。この場合においては，当該対象申請の申請人に対し，台帳登録価格の改定に伴い，納付済みの手数料の額が過大であったことが判明した旨及びその差額に相当する金銭の払戻しを受けるためには払戻請求書を提出する必要がある旨を通知するとともに，払戻請求書用紙を送付する。

(2)　改定後の台帳登録価格を対象土地の価額として手数料の額を算定した場合に現に納付された手数料の額が過少となるときは，過少納付があったものとして取り扱うことを要しない。

４　筆界特定申請情報の記載

対象申請に係る筆界特定申請情報のうち，対象土地の表示（法第１３１条第２項第３号）中に「調整割合　０．８５適用」のように記載する。

筆界特定申請手数料の算出方法①

- 対象土地の価額（＝**固定資産税の課税台帳登録価格**）の合計額の2分の1

に

- 筆界特定によって通常得られる利益の割合として法務省令で定める割合（＝1/500）

を

- 乗じて得た額を基礎とし，
- 登記手数料令の表に定められている区分に従い，算出して得た額

不動産登記法第131条第3項

登記手数料令第8条

筆界特定申請手数料規則第1条第1項，第2項

筆界特定申請手数料の算定②

- **申請のあった年度の課税台帳登録価格に基づいて算出**

(筆界特定申請手数料規則第1条第1項)

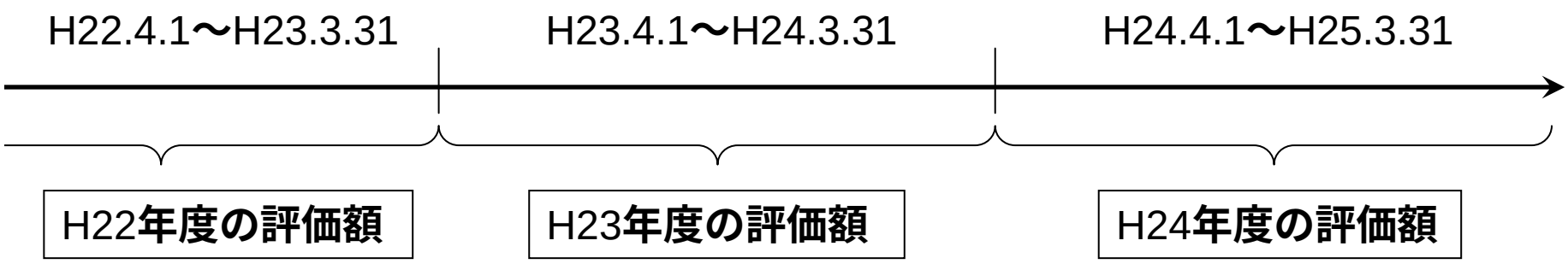

固定資産税は，会計年度単位で課税されるが，各年度の固定資産税の賦課期日は，当該年度の初日の属する年の1月1日と定められている（地方税法第359条）。

また，市町村長は，毎年1月1日現在の土地の価格を同年3月31日までに決定しなければならない（地方税法第410条）。

東日本大震災の影響

- **固定資産税が免除される土地については，評価は不要とされた。**
- **それ以外の土地についても，震災の影響により評価作業が遅延している。**

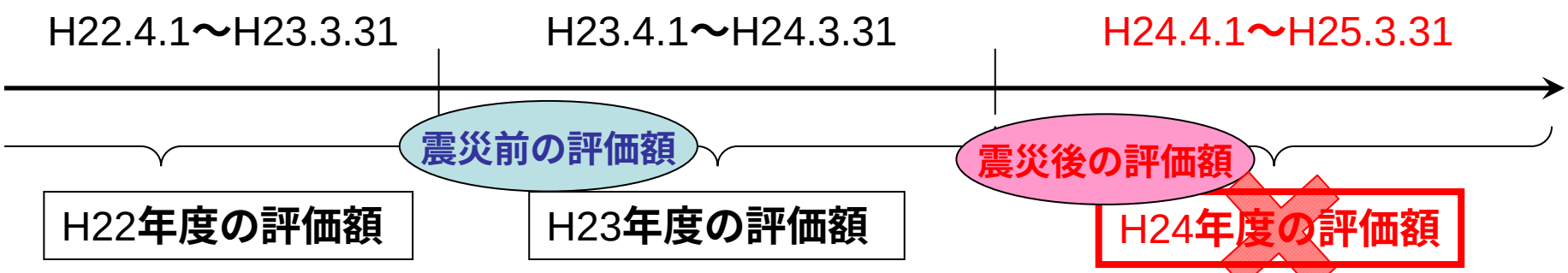

手数料算定の基礎となる価格がない。

そこで，**H23**年度の評価額に震災の影響を考慮した「調整割合」を乗じた価額を手数料算定の基礎として採用する。